

四街道市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

四街道市地域公共交通会議条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「協議する」の次に「とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に必要となる事項を協議する」を加える。

第2条第1号及び第2号中「関すること。」を「関する事項」に改め、同条第3号中「有償運送」を「自家用有償旅客運送」に、「関すること。」を「関する事項」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 地域公共交通計画に関する事項

第2条に次の2号を加える。

(5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し、市長が必要と認める事項

第3条第1項中「15人」を「25人」に改め、同条第2項第1号中「有識者」を「学識経験者」に改める。

第8条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「会長が交通会議に諮って」を「市長が別に」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第8条 交通会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第4条及び第6条の規定は、部会について準用する。

4 交通会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。

第5条第2項中「委員」の次に「及び議事に関係ある臨時委員」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員及び議事に関係ある臨時委員」に改め、同条第4項中「又は説明を聴く」を「若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第5条 交通会議に、特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項に必要な者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。